

— 業務執行状況報告 —

(一社) 九州貸切バス適正化センター

1. 令和4年度業務状況

令和4年4月1日	負担金の請求書発送 (335事業者461営業所357通 43,816,460円)
令和4年6月7日	第1回適正化センター理事会
令和4年6月7日	適正化センター通常総会
令和4年6月13日	諮問委員会委員の交替(中倉氏→湯地氏)について 局長の認可
令和4年6月21日	第1回諮問委員会
令和4年6月21日	理事の改選(川端理事→高橋理事)について 局長の認可
令和4年6月30日	令和3年度事業報告書、貸借対照表、収支決算書、 及び財産目録を九州運輸局に提出
令和4年8月1日	第1回目負担金未納督促(14事業者あて)
令和4年9月1日	第2回目負担金未納督促(6事業者あて)
令和4年10月28日	負担金未納事業者にかかる報告について九州運輸局に 提出(5事業者あて)
令和5年3月1日	第2回適正化センター理事会
令和5年3月9日	諮問委員会委員の交替(北村氏→福田氏)について局長 の認可
令和5年3月9日	第2回諮問委員会
令和5年3月22日	理事の選任(高寄理事)について局長の認可
令和5年3月24日	収支予算・事業計画ならびに負担金の額及び徴収方法 について局長の認可 (480営業所巡回、1営業所47,290円、1台5,370円)

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

	事業計画			実績		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	174	—	174	165	—	165
佐賀	29	—	29	29	—	29
長崎	15	50	65	10	49	59
熊本	63	—	63	60	—	60
大分	10	25	35	6	27	33
宮崎	42	—	42	44	—	44
鹿児島	89	—	89	88	—	88
合計	422	75	497	402	76	478

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・ 苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・ その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・ 貸切バス事業者安全性評価認定
- ・ 運輸安全マネジメント評価結果
- ・ 利用者等からの苦情
- ・ ASV 車両の導入状況
- ・ 安全情報
- ・ 運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・ 配置車両数等

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

- ・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって5段階評価

	A(指摘無し)	A	B	C	D	E	計
福岡	117	45	2	0	0	1	165
佐賀	21	8	0	0	0	0	29
長崎	32	20	7	0	0	0	59
熊本	45	15	0	0	0	0	60
大分	22	11	0	0	0	0	33
宮崎	32	11	0	0	0	1	44
鹿児島	61	25	2	0	0	0	88
合計	330	135	11	0	0	2	478
割合	69.0%	28.3%	2.3%	—	—	0.4%	100%

【参考】

評価分類	分類方法
A	「適」の割合が90%以上
B	「適」の割合が70%以上90%未満
C	「適」の割合が50%以上70%未満
D	「適」の割合が20%以上50%未満
E	「適」の割合が20%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	41
所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	29
届出運賃の適正な収受	29
乗務員台帳の作成、保存	28
運送引受書の作成、交付、保存	28
特定の運転者に対する特別な指導	27
定期点検整備及び点検整備記録簿	18
点呼の実施及び記録、保存	18
運行指示書の作成、指示、携行、保存	14

4. 運輸局との連携

- 本年度は、センターと運輸局との対面方式での連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。

- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

5. 特記事項

●新型コロナウイルス感染防止対策

当センター職員が巡回指導に行く際のガイドラインを定め、安全対策を遵守し実施している。指導員全員の新型コロナワクチンの接種及び定期的なPCR検査を行っていた。

●負担金未納付事業者に係る運輸局への報告

当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者については、運輸局に報告を行った。

●全国貸切バス適正化機関連絡会議

令和4年12月5日にオンラインによる開催。

会議においては、各適正化機関より今年度の進捗状況、今後の巡回指導の方法、負担金納付、適正化機関の体制整備等についての報告を行い、意見交換、問題の共有や認識の統一を図った。

●適正化指導員の研修等

自動車事故対策機構主催による、運行管理者等指導講習の受講